最終更新日：2019年6月28日

株式会社関電工
取締役社長 森戸　義美
問合せ先：03-5476-2111
証券コード：1942
https://www.kandenko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性及び業務執行の適正性を確保し、ステークホルダーにとって価値の高い企業であり続けるため、コーポレートガバナンス体制の充実は極めて重要な課題であると認識しております。
このため、株主の権利の平等性確保と株主との対話充実に資する方策に取り組むとともに、ステークホルダーとの広く積極的なコミュニケーションと適時・適確な情報開示を行ってまいります。
併せて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、経営方針の立案とその実践のための体制を整備してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1 (3)】
当社は、当社経営に精通するとともに、経営理念の実践により当社の成長・発展に寄与する人材を代表取締役に登用することとしております。
取締役会は、経験、見識等からこうした資質を確認し代表取締役を選定しております。
最高経営責任者等の後継者計画については、取締役会において引き続き更なる整備・充実に向け取り組んでまいります。

【補充原則4-10 (1)】
当社は、取締役会の決議・報告事項について事前に必要な資料をもってその内容を説明するとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役から豊富な経験や高い見識等に基づく適切な助言を得ております。
また、取締役会の実効性向上と透明性確保のため、取締役及び監査役の報酬等に係る事項を審議・検討する任意の報酬等諮問委員会を設置しております。

【原則4-11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、当社事業に精通し資質・能力を備えた業務執行取締役及び豊富な経験や高い見識等を有する独立社外取締役で構成され、その規模は当社の事業特性や統治機能の実効性確保などを考慮し決定しております。
また、取締役会の構成については、取締役の性別や国籍などの面も含めた多様性の確保に向け、引き続き検討してまいります。
併せて、監査役については、その求められる経験・能力及び知識を有する人材を選任するよう努めてまいります。
当社は、取締役会全体の実効性を確保するため、
①取締役会における重要な業務執行の適時・適切な決定と取締役の業務執行状況の報告
②専門的知識・経験からの助言及び独立かつ客観的な立場に基づく経営監督に資する独立社外取締役の複数名選任
③独立社外取締役及び監査役に対する取締役会の決議・報告事項の事前説明
などを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4．政策保有株式】
当社は、お客様、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築や事業活動上の連携強化などの観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、上場株式を保有することがあります。
保有している上場株式については、経済合理性や業績への寄与度等を指標とした基準を設け、取締役会において継続保有の必要性を毎年検証しており、保有の必要性が無い上場株式に関しては適宜売却することとしております。
また、当該上場株式に係る議決権につきましては、株主総会議案の内容を精査し、当該上場会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資することを確認した上で、適切に行使いたします。

【原則1-7．関連当事者間の取引】
当社は、法令及び取締役会規程に基づき、取締役と会社間の利益相反取引及び取締役の競業取引に関し取締役会において承認・報告を行っております。
また、主要株主等との取引条件につきましては、一般的取引と同様、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しており、当社及び株主共同の利益に反する取引の防止に努めております。

【原則2-6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を踏まえ確定給付企業年金制度を運用しており、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、労務・財務担当取締役や外部専門家などで構成する資産運用委員会を設置し、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定・見直し、運用状況の定期的な確認、運用機関の評価などを行うとともに、受益者との利益相反の適切な管理に努めております。

【原則3-1．情報開示の充実】
(1) 当社は、株主の皆様、お客様及び地域社会との共存を目指すことが当社存立の意義であるとの考えのもと、「人間第一」を社是に掲げるとともに、
経営理念として、

1. わが社は、人間尊重のもと、企業の社会的責任を遂行し、豊かな人間環境づくりに貢献します
2. わが社は、得意先のニーズを先取りし、技術革新を図り、最高のサービスと設備を提供します
3. わが社は、人材開発に努め、絶えざる自己革新によって、未来指向型の企業を目指します

を定めております。
加えて、経営の指針や業務執行の目標を示す経営ビジョン及び中期経営計画を策定し、その概要を事業報告、決算短信等において説明するとともに、当社ウェブサイト・TDnetにおいて開示しております。
⑵ 当社は、経営の効率性、透明性及び業務執行の適正性を確保し、ステークホルダーにとって価値の高い企業であり続けるため、コーポレートガバナンス体制の充実は極めて重要な課題であると認識しております。
このため、株主の権利の平等性確保と株主との対話充実に資する方策に取り組むとともに、ステークホルダーとの広く積極的なコミュニケーションと適時・適確な情報開示を行ってまいります。
併せて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、経営方針の立案とその実践のための体制を整備してまいります。
⑶ 当社の取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内とし、その内訳は基本報酬及び賞与となっております。基本報酬につきましては取締役の職責に応じて決定しており、賞与につきましては業績と連動する性格を勘案し、別途賞与支給に係る議案を株主総会に上程し承認を得ることとしております。
また、取締役会の実効性向上と透明性確保のため、取締役及び監査役の報酬等に係る事項を審議・検討する任意の報酬等諮問委員会を設置しております。
⑷ 当社は、取締役候補者及び監査役候補者を指名する際の方針として、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する豊富な経験と見識等を有する人材を取締役会において決定することとしております。更に、社外取締役候補者及び社外監査役候補者は、取締役の業務執行に対する独立かつ客観的な立場からの監督・監査に資する人材であることを条件としております。
また、経営陣幹部は、当社経営に精通するとともに、経営理念の実践により当社の成長・発展に寄与する人材を取締役会において選任することとしております。
⑸ 個々の経営陣幹部の選解任並びに取締役候補者及び監査役候補者の指名については、株主総会参考書類及び有価証券報告書等においてその内容を説明いたします。

【補充原則4-1 ⑴】
当社は、経営の指針や業務執行の目標を示す経営ビジョン、中期経営計画等並びに事業規模や財務内容を勘案し取締役会において決議することが相当であると認められる事項について、取締役会において決議することとしております。
また、取締役会は、経営陣の事務委嘱及び業務分担を定めるとともに、業務の規模・内容等に応じた決裁権限を付与し、業務執行を委任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役及び社外監査役が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有していると判断いたします。
⑴ 当社または当社の子会社の業務執行者及びその業務執行者であった者
⑵ 当社の主要株主（間接保有を含め議決権の10%以上を有する株主）の業務執行者または当社を主要株主とする会社の業務執行者
⑶ 当社の主要借入先（借入額が直近事業年度の連結総資産の1%超の借入先）の業務執行者
⑷ 当社の主要取引先（取引額が直近事業年度の連結売上高の1%超の取引先）の業務執行者または当社を主要取引先とする会社の業務執行者
⑸ 当社の会計監査人の代表社員または社員
⑹ 当社から多額の財産上の利益・寄付（役員報酬を除き1,000万円超）を受けている者または団体に所属している者
⑺ 社外役員の相互就任の関係にある会社の業務執行者
⑻ 近親者（配偶者及び2親等内の親族）が⑴～⑹に該当する者（役員及び重要な使用人に限る）
⑼ 過去5年間⑵～⑻に該当していた者

【補充原則4-11 ⑴】
当社は、取締役会の多様性及び規模については、事業特性や統治機能の実効性確保などを考慮し決定しております。
取締役を選任する際の方針といたしまして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する豊富な経験と見識等を有する人材を取締役会において決定することとしております。更に、独立社外取締役は、取締役の業務執行に対する独立かつ客観的な立場からの監督に資する人材であることを条件としております。

【補充原則4-11 ⑵】
当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任に際しては、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たす時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。
なお、取締役及び監査役の重要な兼任の状況につきましては、事業報告や株主総会参考書類などに記載しております。

【補充原則4-11 ⑶】
当社は、取締役会を原則毎月開催し、法令・定款等に従い重要な業務執行の決定と取締役の業務執行状況の報告を適時・適切に行っております。
また、専門的知識・経験からの助言及び独立かつ客観的な立場に基づく経営監督に資する独立社外取締役を複数名選任しております。この独立社外取締役に対しては、取締役会に付議される決議・報告事項について事前説明を行い、その意見を取締役会の決議に反映しております。
加えて、監査役は、監査役会において重要な会議等の内容や監査の状況を確認するとともに、取締役会における意見・助言に備えるため必要に応じて取締役会に付議される決議・報告事項について事前に説明を受けており、その意見等は取締役会の決議に反映されております。
併せて、取締役及び監査役の報酬等に係る事項を審議・検討する任意の報酬等諮問委員会を設置しております。
また、毎年1回、取締役会の実効性について取締役及び監査役全員による自己評価を実施し、その内容について取締役会において分析・評価を行っております。
上記の実効性確保のための取組状況及び自己評価を分析した結果、「取締役会における議論」「取締役会の構成」などについて意見がありましたが、2018年度における取締役会全体の実効性は確保されているものと評価しております。
今後とも当社は、これらの意見等を踏まえつつ、取締役会全体の実効性向上を継続的に図ってまいります。

【補充原則4-14 ⑵】
取締役及び監査役の選任に際しては、求められる役割と責務を十分に果たすことのできる人材を選定しております。
当社は、会社法や財務諸表に係る規則等の改正等に対応するため、必要な研修を社内外において実施することとしており、その費用についても合理的な範囲において会社にて負担することとしております。
加えて、社外取締役及び社外監査役を含む新任の取締役・監査役に対しては、事業の概要、中期経営計画、経営組織、財務内容などを十分説明することとし、取締役及び監査役として期待される役割・責務を果たせるよう努めております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、以下の方針に従って、株主・投資家等との建設的な対話を促進してまいります。
⑴ IR担当取締役を選定し、IR業務に係る経営企画部門、総務部門、経理・財務部門の統括を行うこととしております。
⑵ 経営企画部門、総務部門、経理・財務部門などの連携を図るため、株主・投資家等からの意見などの情報交換の機会を設けるとともに、必要に応じ関係する業務執行部門への情報提供を行うこととしております。
⑶ 経営計画、事業及び財務状況等に対する株主・投資家等の理解を深めるため、当社ウェブサイトに年次報告（アニュアルレポート）や決算短信・決算参考資料等を開示することとしております。
また、中間決算及び期末決算の公表後に決算説明会を開催し、社長及びIR担当取締役、経理・財務担当取締役等が建設的な対話の促進に努めております。
⑷ 株主・投資家等との対話を通じて把握した当社への意見等についてIR担当部署で取り纏め、取締役会はその内容を反映し適時開示を行うこととしております。
⑸ インサイダー情報の管理につきましては、「内部者取引防止規程」を制定し、役員及び社員に徹底するとともに、特に当該情報に接する部門においては責任者を定め、その取扱いに万全を期すよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東京電力パワーグリッド株式会社	94,753,552	46.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,170,800	4.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,625,200	4.20
株式会社みずほ銀行	8,121,839	3.96
関電工グループ従業員持株会	5,657,098	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,408,100	1.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,275,129	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,998,800	0.97
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	1,824,100	0.89
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,670,944	0.81

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を1社（川崎設備工業株式会社）有しております。当社は、同社の自主的な経営判断を尊重しつつ、当社グループ全体の企業価値向上に向け適宜連携を図っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内野　崇	学者											
石塚　正孝	他の会社の出身者											
齊藤　肇	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内野　崇	○	1982年 4月　学習院大学経済学部経営学科専任講師 1985年 4月　同大学経済学部経営学科助教授 1990年 4月　同大学経済学部経営学科教授（2019年3月まで） 1992年 4月　学校法人学習院企画部長（1997年3月まで） 2013年 6月　当社取締役（現）	大学教授及び経営学の専門家としての幅広い見識等があり、また、高い独立性を有しているためであります。

石塚　正孝	○	1967年 4月　日本国有鉄道入社 1990年10月　東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部副本部長 1992年 6月　同社取締役 1996年 6月　同社常務取締役 1999年 6月　同社専務取締役 2004年 6月　同社代表取締役副社長 2008年 6月　株式会社ジェイアール東海エージェンシー代表取締役社長 (2012年 6月まで) 2014年 5月　公益財団法人静岡県文化財団グランシップ館長 (現) 2015年 6月　当社取締役 (現)	東海旅客鉄道株式会社及び株式会社ジェイアール東海エージェンシーの取締役として培った経験及び見識等があり、また、高い独立性を有しているためであります。
齊藤　肇	○	1979年 4月　株式会社第一勧業銀行入行 2009年 4月　株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員内部監査部門長 2009年 6月　同社常務取締役内部監査部門長 2010年 4月　同社常務取締役リスク管理グループ長兼人事グループ長兼コンプライアンス総括グループ長 2011年 4月　みずほ証券株式会社副社長執行役員 2011年 6月　同社取締役副社長兼副社長執行役員 2015年 4月　みずほキャピタル株式会社顧問 2015年 5月　同社取締役副社長 2016年 4月　同社代表取締役社長 (2019年4月まで)	株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほ証券株式会社等の取締役として培った経験及び見識等があり、また、高い独立性を有しているためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬等諮問委員会	8	0	2	3	0	3	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の実効性向上と透明性確保のため、取締役及び監査役の報酬等に係る事項を審議・検討する任意の報酬等諮問委員会を設置しております。なお、その他の委員は監査役会会長及び独立社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人及び内部監査部門は、それぞれ監査結果を監査役会に報告するとともに、社外監査役を含む監査役と定期的に協議し、必要に応じて随時意見交換を行うなど、相互に連携を取っております。また、社外監査役を含む監査役、会計監査人、内部監査部門は各業務執行部門より定期的に内部統制に関する整備・運用状況の報告を受けるとともに監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大川　澄人	他の会社の出身者													
末綱　隆	その他													
武藤　昭一	他の会社の出身者							○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大川　澄人	○	2004年 6月　日本政策投資銀行副総裁 2007年 6月　財団法人日本経済研究所理事長(2011年6月まで) 2007年 6月　日本貨物鉄道株式会社監査役(2013年6月まで) 2008年 6月　当社監査役（現） 2011年 6月　全日本空輸株式会社常勤監査役 2013年 4月　ＡＮＡホールディングス株式会社常勤監査役（2019年6月まで） 2013年 4月　全日本空輸株式会社監査役（2019年6月まで）	ＡＮＡホールディングス株式会社及び全日本空輸株式会社の監査役として培った経験及び見識等が当社の監査に有用であり、また、高い独立性を有しているためであります。

末綱　隆	○	1974年 4月　警察庁入庁 2002年 8月　神奈川県警察本部長 2004年 8月　警視庁副総監 2005年 9月　宮内庁東宮侍従長 2009年 4月　特命全権大使ルクセンブルク国駐箚 2012年 6月　外務省退官 2013年 6月　丸紅株式会社社外監査役（2017年6月まで） 2015年 6月　東鉄工業株式会社社外取締役（現） 2016年 6月　当社監査役（現） 2016年 6月　ＪＣＲファーマ株式会社社外監査役 2016年 6月　京浜急行電鉄株式会社社外監査役（現） 2017年 6月　ＪＣＲファーマ株式会社社外取締役（現） 2018年 6月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役（現）	行政庁の高官並びに丸紅株式会社、東鉄工業株式会社、ＪＣＲファーマ株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び京浜急行電鉄株式会社の社外役員として培った経験及び見識等が当社の監査に有用であり、また、高い独立性を有しているためであります。
武藤　昭一		1981年 4月　東京電力株式会社入社 2006年 6月　同社開発計画部長 2010年 6月　同社技術開発研究所長 2013年 1月　同社福島本部除染推進室長 2016年 4月　東京電力ホールディングス株式会社福島本部除染推進室長（現）	東京電力ホールディングス株式会社で培った経験及び見識等が当社の監査に有用であるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役へのインセンティブ付与に関する施策の必要性について検討を進めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数等を、有価証券報告書、事業報告に記載しております。

報酬の額又はその算定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬について、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

・取締役
取締役の報酬は、基本報酬及び賞与とし、基本報酬については取締役の職責に応じて決定しており、賞与については業績と連動する性格を勘案し、別途賞与支給に係る議案を株主総会に上程し承認を得ることとしております。

・監査役
監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、基本報酬のみとし、また監査役の協議により各人の報酬額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役をサポートする部署を定め、必要に応じて取締役会議案の事前説明等を行う体制を構築しております。
社外監査役につきましては、専門部署を設置し、監査役監査に関する業務等を補佐しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
水江　博	特別顧問	経営助言	常勤、報酬有	2018/6/27	1年
山口　学	特別顧問	経営助言、経済団体活動	非常勤、報酬有	2017/6/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	2 名

その他の事項 更新

・特別顧問は経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社では、取締役会は、社外取締役3名を含む取締役14名によって構成されており、原則毎月開催するほか必要に応じて開催し、重要な業務執行について審議し独立役員の提言等を踏まえ最終決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会に付議する事項を含め重要な経営事項を審議する常務会を原則毎週開催するほか必要に応じて開催するなど、合理的な会社運営に努めております。更に、執行役員制度を導入し、経営監督と業務執行の分離による経営意思決定の迅速化及び業務執行の充実を図るとともに、取締役の業務執行体制の効率化を図っております。加えて、経営環境の変化への迅速な対応や経営の活性化を図るため、取締役の任期を選任後1年以内としております。
監査体制につきましては、従来より監査役制度を採用しております。監査役は、社外監査役3名を含む5名であり、法令及び監査方針に基づいた適正な監査を行っております。社外監査役は監査体制の独立性・中立性を高め、取締役会等重要な会議に出席し、自主的かつ客観的な意見の表明を行っております。また、社外監査役を含む監査役は取締役と定期的かつ随時会合を持ち、取締役の職務の執行状況の聴取等を行っております。更に、監査役業務の充実並びに実効性の向上を図るため、監査役室を設置しております。
会計監査人につきましては、井上監査法人を選任しております。会計監査業務を執行している公認会計士は、平松正己、林映男、鈴木勝博の3名であり、いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。
内部監査につきましては、内部監査部門13名が内部統制推進計画に基づいた内部監査を行い、監査結果について内部統制会議及び常務会に報告するとともに、適宜取締役会に報告し、所要の改善を図っております。
会計監査人及び内部監査部門は、それぞれ監査結果を監査役会に報告するとともに、社外監査役を含む監査役と定期的に協議し、必要に応じて随時意見交換を図るなど、相互に連携を取っております。また、社外監査役を含む監査役、会計監査人、内部監査部門は各業務執行部門より定期的に内部統制に関する整備・運用状況の報告を受けるとともに監査を実施しております。
現在、当社では社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しており、うち5名は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
社外取締役及び社外監査役の選任に当たりましては、経営の監視・監督機能の充実を図り、透明性を高めるため、会社法等に則り、社外での経験及び見識等が当社の経営に有用であり、かつ独立的、中立的な立場から取締役の職務執行を監督・監査できる人材を候補者として選定し、社外監査役につきましては、監査役会の同意を得た後、取締役会の承認を経て株主総会の決議によって選任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は上記2のとおりであります。
当社は、経営の効率性、透明性及び業務執行の適正性を確保するため、現状の体制といたしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年3月期の株主総会招集通知は、法定期日の4営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年6月27日に第105回定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の権利行使に係る環境整備の一環として「電磁的方法による議決権の行使」を採用しております。
その他	株主の当社経営状況に関する理解を促進するため、映像やナレーションを用いた総会運営を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算内容や今後の経営課題とその取組みについて、社長が中心になって説明し、ディスカッションを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、年次報告(Annual Report)等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務法務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「関電工グループ企業行動憲章」において、株主・投資家の皆様をはじめとする各ステークホルダーに関する規定を設け、社員に対する周知・徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	省資源、省エネルギー、環境汚染防止を目指した活動を展開するとともに、産業廃棄物のリサイクル化や環境管理に関する国際規格「ＩＳＯ14001」の認証取得、グリーン電力証書システムの導入などを実施しております。また、これらの環境への取り組みを当社ウェブサイトに掲出しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「関電工グループ企業行動憲章」において、関電工グループを取り巻く関係者とのコミュニケーションを広く行い、企業情報を積極的かつ公正に開示し、透明性の高い開かれた事業活動を推進する旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備基本方針
1．取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 重要な意思決定事項については、常務会での事前審議を経た上で、取締役会において最終決定を行う。
(2) 取締役は重要な業務執行の状況について、定期的かつ適宜取締役会へ報告する。
2．取締役の職務執行に係る情報の保存･管理に関する体制
(1) 取締役会、常務会その他重要な会議等に係る議事録･資料等については、法令及び社内規定に則り適正に保存･管理する。
(2) 上記の他、取締役の職務執行に係る資料及びその他情報等については、社内規定に則り適正に保存･管理する。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。
(2) 具体的なリスク管理方策や危機発生時の対応方策を立案･実施するため、組織横断的な委員会及び専門部署等を設置し、リスク管理体制及び危機対応体制を整える。
4．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 意思決定の迅速化に資する組織体制の構築や職務権限の委譲、取締役の職務執行に関する諸制度の整備を継続的に図る。
5．従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「関電工グループ企業行動憲章」に基づいた法令･企業倫理遵守のための教育活動を展開するとともに、適正な職務執行を確保するための諸方策を立案し、実施する。
(2) 内部監査部門は、従業員の業務執行状況を定期的又は必要に応じて監視し、評価するとともに、その結果を適宜取締役会へ報告し、所要の改善を図る。
6．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 東京電力グループの一員として「東京電力グループ企業行動憲章」の下、同社グループの経営方針の実践に努める。
(2) 当社及び子会社が連携して、「関電工グループ企業行動憲章」及び子会社の定める規定に基づいた法令･企業倫理遵守のための教育活動や対応方策を実施する。
(3) 子会社の職務執行上の重要事項について、子会社との情報共有を図るための体制を整備する。
(4) 子会社のリスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。
(5) 具体的なリスク管理方策や危機発生時の対応方策を立案･実施するため、子会社のリスク管理体制及び危機対応体制を整える。
(6) 子会社の取締役等の職務執行を定期的かつ適宜確認し、子会社の経営状況を把握するとともに、経営課題に対する助言等に努める。
(7) 内部監査部門は、子会社の取締役等及び従業員の業務執行状況を定期的又は必要に応じて監視し、評価するとともに、その結果を適宜取締役会へ報告し、所要の改善を図る。
7．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制
(1) 監査役監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するための専門部署を設置する。
(2) これに従事する従業員については、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保することとし、当該従業員の人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
8．監査役又は監査役会への報告に関する体制
(1) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令及び監査役会との協議の上で定める社内規定に基づき、監査役及び監査役会に対して監査遂行に必要な事項を定期的かつ適宜報告する。
(2) 上記の報告をした者に対しては、法令及び監査役会との協議の上で定める社内規定に基づき、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
9．監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制
(1) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関しては、監査役との協議により決定する。
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が内部監査部門及び会計監査人との連携を図るとともに、子会社監査役との情報共有を図るための体制を整備する。

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの整備基本方針（平成18年4月制定、平成27年5月改正）に基づき、社長を議長とする内部統制会議を設置し、内部統制システムに関する審議を行うとともに、内部統制に関する基本事項を定めた内部統制規程並びに関係会社に関する管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するなど、当社並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を行っております。更に、金融商品取引法に基づき平成20年度より導入された「内部統制報告制度」への対応を図るため、財務報告に係る内部統制評価に関する主管部署を定め、適正な運用及び評価を行い、財務報告の信頼性確保に努めております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、当社の組織全体で毅然とした態度で対応し、不適切な関係と疑われるような一切の行動を排除するため、関電工グループ企業行動憲章及び内部統制会議において決定された内部統制推進計画に基づき、これらコンプライアンスに関する教育研修等を行い、全社への周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「関電工グループ企業行動憲章」を定め、株主や投資家の皆様に、業績の動向等の投資判断に係る重要な情報を迅速かつ正確に開示することとしております。
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況につきましては、以下のとおりであります。

当社は、会社業務の運営に当たり、業務の分担とその責任部署を明確化し、適切に業務が遂行されるよう組織体制を構築しております。その中で、会社情報の適時開示の取扱いについては、各々の責任部署より、予め定められた審議機関へその内容が報告されるよう、社内体制が整備されております。
また、当社は、東京証券取引所の適時開示規則を遵守するとともに、投資者に対する理解促進のため、TDnetを通して重要情報の適時適切な開示を行うほか、報道機関への公表や当社ホームページへ資料を掲載するなど、積極的な開示に努めております。

インサイダー情報の管理につきましては、「内部者取引防止規程」を制定し、役員及び従業員に徹底するとともに、特に当該情報に接する部門においては責任者を定め、その取扱いに万全を期すよう努めております。

